

年度(年 月 日現在)貸借対照表

年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		預 金	
証 書 貸 付		定 期 預 金	
手 形 貸 付		定 期 積 金	
当 座 貸 越		通 知 預 金	
割 引 手 形		貯 蓄 預 金	
外 国 為 替		普 通 預 金	
買 入 外 国 為 替		当 座 預 金	
取 立 外 国 為 替		そ の 他 の 預 金	
外 国 他 店 貸		譲 渡 性 預 金	
外 国 他 店 預 け		短 期 農 林 債	
有 価 証 券		農 林 債	
国 債		農 林 債 発 行 高	
地 方 債		農 林 債 募 集 金	
短 期 社 債		借 用 金	
社 債		借 入 金	
株 式		再 割 引 手 形	
そ の 他 の 証 券		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 国 債		売 現 先 勘 定	
商 品 地 方 債		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
商 品 政 府 保 証 債		外 国 為 替	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券		売 渡 外 国 為 替	
買 入 金 銭 債 権		未 払 外 国 為 替	
買 入 手 形		外 国 他 店 借	
コ ー ル ロ ー ン		外 国 他 店 預 り	
買 現 先 勘 定		受 託 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		そ の 他 負 債	
現 金 預 け 金		未 決 済 為 替 借	
現 金		未 払 費 用	
預 け 金		未 払 法 人 税 等	

そ の 他 資 産
 未 決 済 為 替 貸
 前 払 費 用
 未 収 収 益
 先 物 取 引 差 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 保 管 有 価 証 券 等
 金 融 派 生 商 品
 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金
 リ ー ス 投 資 資 産
 そ の 他 の 資 産
 有 形 固 定 資 産
 建 物
 土 地
 リ ー ス 資 産
 建 設 仮 勘 定
 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産
 無 形 固 定 資 産
 ソ フ ト ウ ェ ア
 リ ー ス 資 産
 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産
 前 払 年 金 費 用
 農 林 債 繰 延 資 産
 農 林 債 発 行 差 金
 農 林 債 発 行 費 用
 繰 延 税 金 資 産
 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産
 支 払 承 諾 見 返
 貸 倒 引 当 金

△

前 受 収 益
 従 業 員 預 り 金
 給 付 補 填 備 金
 借 入 有 価 証 券
 借 入 商 品 債 券
 売 付 債 券
 売 付 商 品 債 券
 先 物 取 引 受 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 金 融 派 生 商 品
 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金
 リ ー ス 債 務
 資 産 除 去 債 務
 そ の 他 の 負 債
 賞 与 引 当 金
 役 員 賞 与 引 当 金
 退 職 給 付 引 当 金
 役 員 退 職 慰 労 引 当 金
 特 別 法 上 の 引 当 金
 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金
 繰 延 税 金 負 債
 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債
 支 払 承 諾
 負 債 の 部 合 計
 (純 資 産 の 部)
 資 本 金
 普 通 出 資 金
 (う ち 後 配 出 資 金) ()
 優 先 出 資 金
 優 先 出 資 申 込 証 拠 金
 資 本 剰 余 金
 資 本 準 備 金
 そ の 他 資 本 剰 余 金
 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金
 減 少 差 益
 自 己 優 先 出 資 処 分 差 益
 再 評 価 積 立 金
 利 益 剰 余 金
 利 益 準 備 金
 そ の 他 利 益 剰 余 金

- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑫ その他採用した重要な会計方針
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (8) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるものと使用貸借契約又は賃貸借契約によるものとに分けて記載すること。)
- (9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第5号ロによるものとする。
- (10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (11) 有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額
- (12) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (14) 子会社等(農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下この様式において同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

- (15) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金、定期積金又は農林債を担保とする貸付金(担保とされた預金、定期積金及び農林債の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (16) 理事、経営管理委員及び監事との取引による理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金、定期積金及び農林債に係る債務は、この限りでない。
- (17) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (18) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (19) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (20) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (21) 出資一口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (22) 農林中央金庫法施行規則第109条第1号に規定する額
- (23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (24) 資産の部の社債(当該社債を有する農林中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「リース資産」を除く。)に含めることができる。
 - 6 当該事業年度において、合併対象財産(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下この様式において同じ。)の全部に、合併(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下この様式において同じ。)により消滅する信用農水産業協同組合連合会(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この様式において同じ。)における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

- (1) 当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 信用農水産業協同組合連合会から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価格で評価している旨
 - (4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由
- 7 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
- (1) 当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - (4) 合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該合併について合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す合併と判定した理由
 - (5) 合併契約において、当該合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨規定している場合は、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針
 - (6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由
 - (7) 前事業年度に行われた合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当該事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 9 この様式中に記載する金額は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。